

# 次期廃棄物処理基本計画(基本データ・骨子)

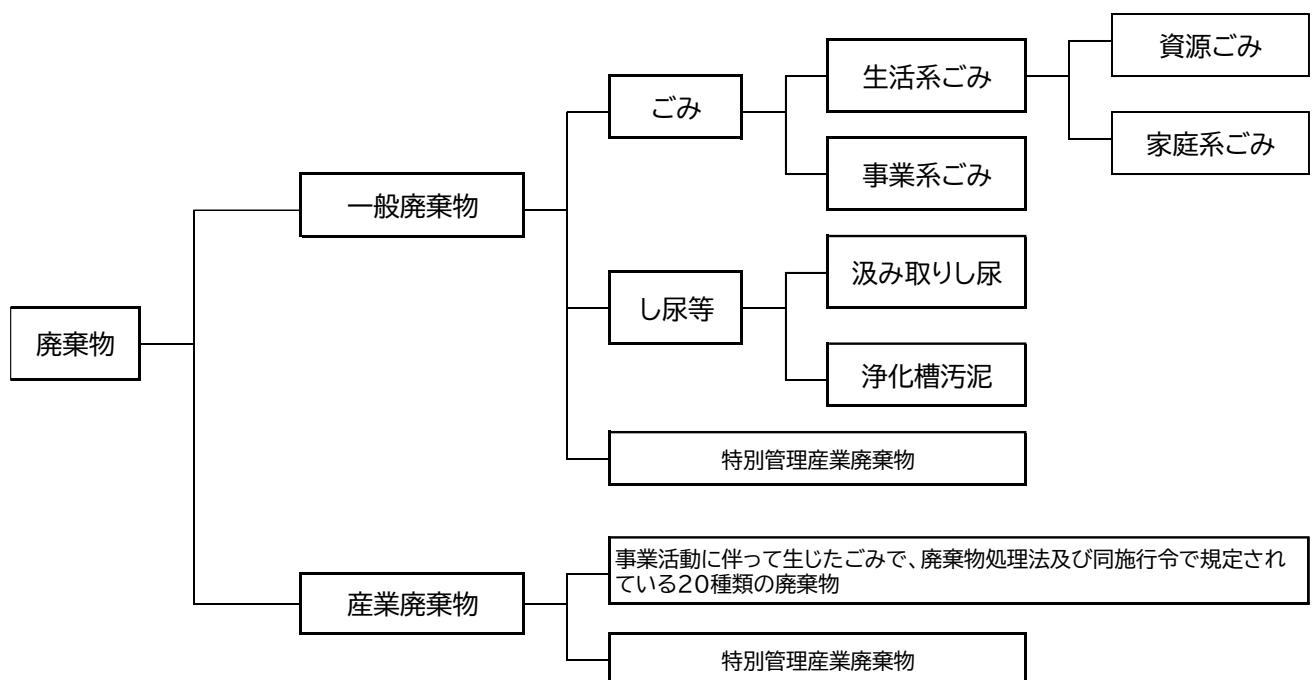
## 1 計画の位置付け

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)第5条の5に基づき策定する計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づき策定する計画
- ・埼玉県生活環境保全条例第18条の規定に基づき策定する計画

## 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

## 3 対象とする廃棄物



1 基本データ .....

P.17

2 計画案骨子 .....

P.36

# 1 基本データ

## ■現状と課題

### (1) 一般廃棄物

#### ① ごみ総排出量

本県の令和 5 年度のごみ総排出量は 2,133 千tであり、10 年前(平成 25 年度)から 11.6%、5 年前(平成 30 年度)から 7.5%、前年度から 4.1% 減少しています。なお、全国のごみ総排出量は、10 年前から 13.1%、5 年前から 8.8%、前年度から 3.4% 減少しています。

本県の生活系ごみの排出量は 1,579 千tであり、10 年前から 9.2%、5 年前から 5.3%、前年度から 4.4% 減少しています。事業系ごみの排出量は 485 千tであり、10 年前から 10.8%、5 年前から 9.5%、前年度から 2.2% 減少しています。集団回収量は 70 千tであり、10 年前から 47.4%、5 年前から 33.5%、前年度から 7.9% 減少しています。

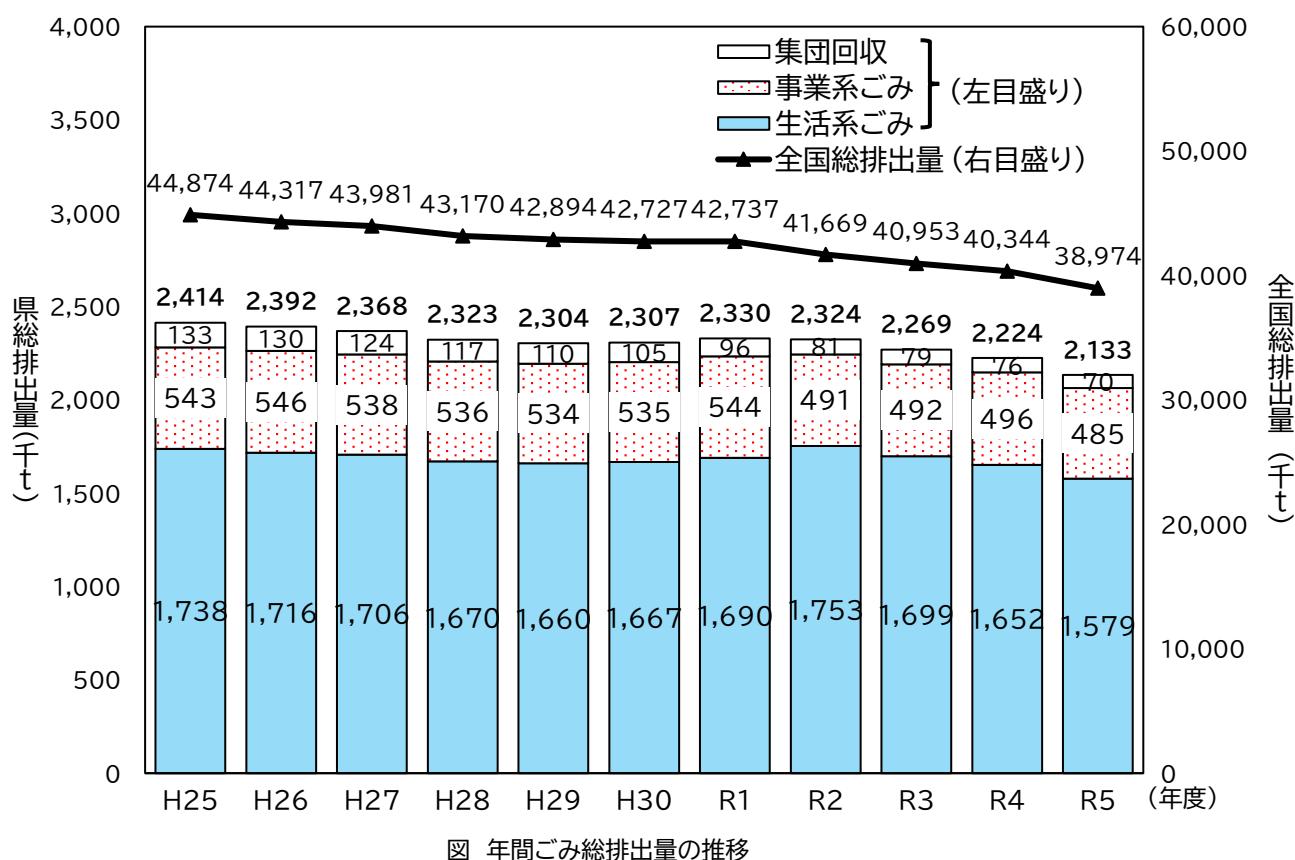


図 年間ごみ総排出量の推移

本県のごみ総排出量は、平成 25 年度の 2,414 千tから令和 5 年度の 2,133 千tへ 281 千t 減少しましたが、内訳を見ると、生活系ごみの減少(1,738→1,579 千t, ▲159 千t)が減少幅の約 5 割強を占め、事業系ごみ(543→485 千t, ▲58 千t)が約 4 分の 1、集団回収量(133→70 千t, ▲63 千t)が約 4 分の 1 を占めています。減少の主な要因は生活系ごみの着実な低下であり、これに事業系ごみの縮減と集団回収量の減少が加わった形です。

令和 2 年度に生活系ごみが一時的に増加(1,753 千t)し、事業系ごみが減少(491 千t)した理由として、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加・内食化・通販梱包材の増加等が生活系ごみを押し上げ、外食・観光・オフィス活動の停滞が事業系ごみを押し下げたと考えられます。

その後は経済活動の回復と分別・資源化の定着により、生活系ごみ・事業系ごみいずれも減少基調へ戻り、令和 5 年度は生活系ごみ・事業系ごみいずれも前年度比で減少しました。これは、①人口動態の変化(高齢化・世帯規模の縮小)、②住民や排出事業者の分別徹底等による排出抑制の進展、③製造・販売事業者による省資源・省包装化、④紙媒体需要の減少・デジタル化の進展に伴う古紙回収量の減少などの影響が表れていると考えられます。

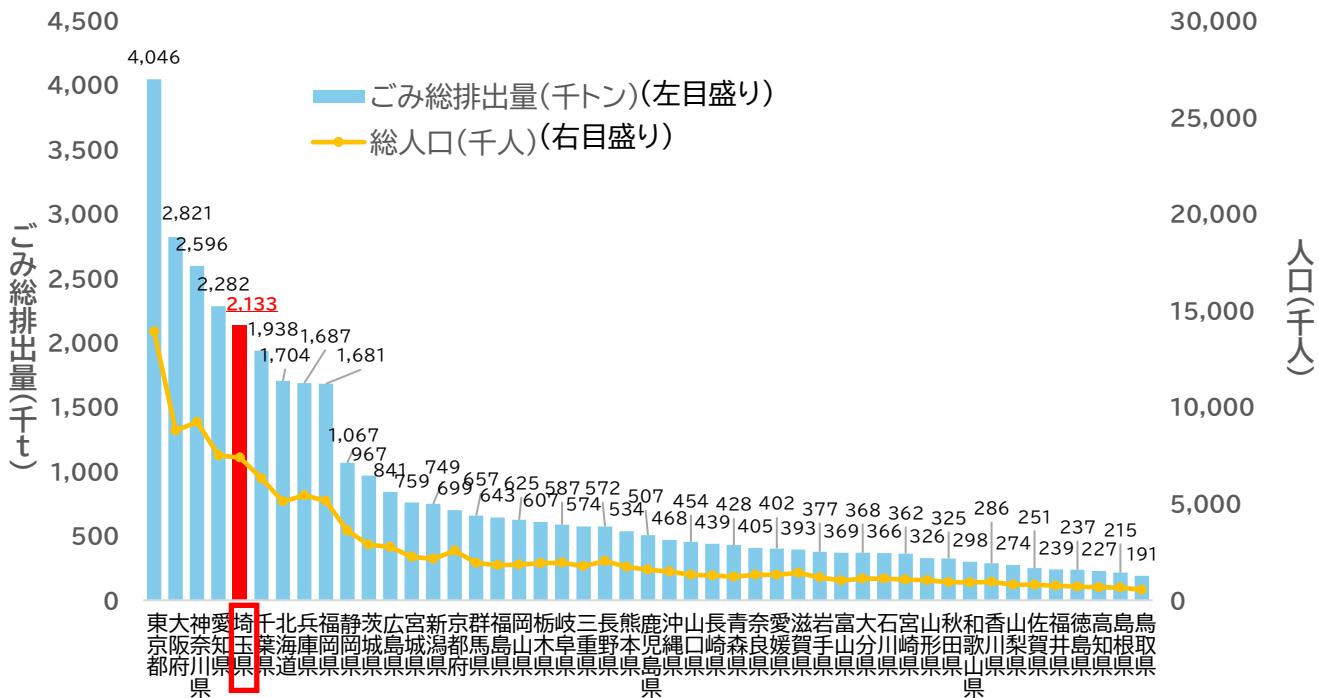


図 ごみ総排出量と人口(都道府県別)との関係(令和5年度)

都道府県別のごみ総排出量と人口の比較を見ると、本県のごみ総排出量は、人口と同様に全国第 5 位です。ごみ総排出量は概して人口規模に比例する傾向が見られ、上位 5 都府県(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・埼玉県)で全国の約 36%、上位 10 都道府県で約 56% を占めています。

## ② 1人1日当たりのごみ総排出量

令和5年度の1人1日当たりごみ総排出量は790 g/人・日で、10年前(平成25年度)から13.0%、5年前(平成30年度)から7.9%、前年度から4.2%減少しています。令和5年度の内訳は、生活系ごみ585 g、事業系ごみ179 g、集団回収量26 gとなっています。

全国平均は令和5年度851 g/人・日で、10年前から11.2%、5年前から7.4%、前年度から3.3%減少しています。本県は期間を通じて全国平均を下回っており、令和5年度は全国第5位で、全国平均より61 g(約7.2%)低水準でした。両者の差はおおむね40~60 gの範囲で推移しています。

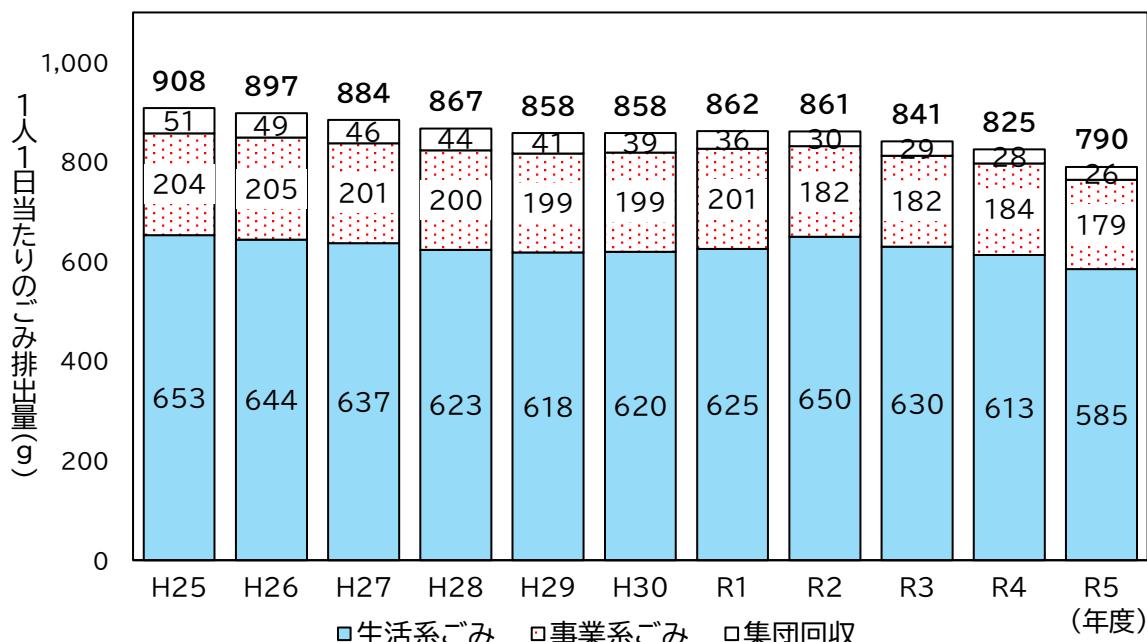


図 1人1日当たりのごみ排出量の推移

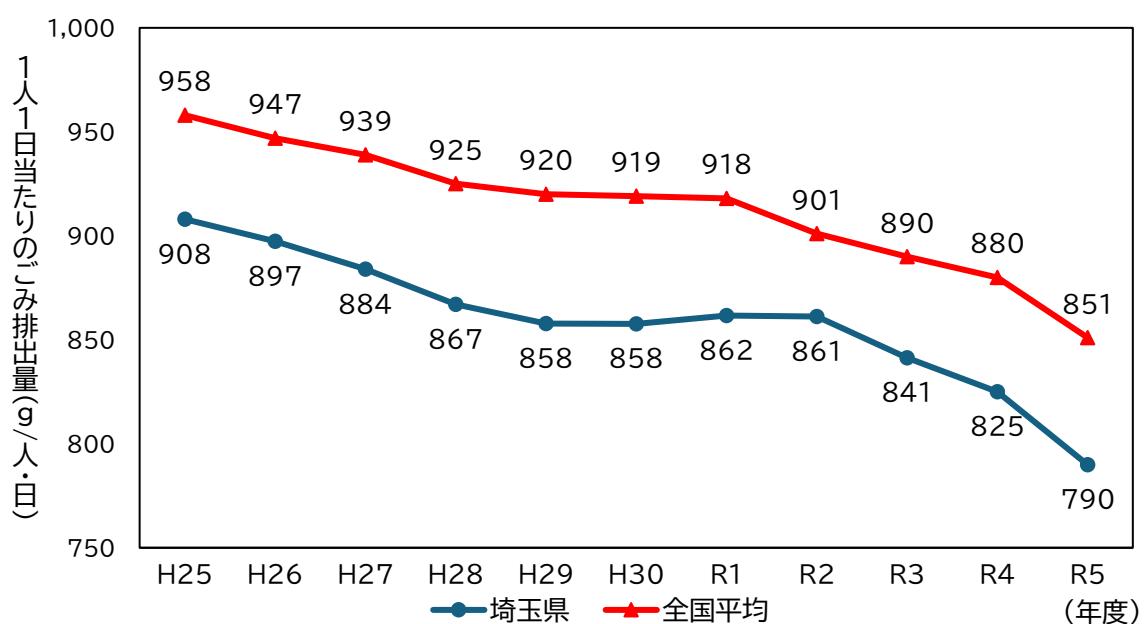


図 1人1日当たりのごみ排出量の推移(全国との比較)

### ③ 焼却処理の状況

令和5年度の1人1日当たりの焼却量は 614 g/人・日となっており、10 年前(平成 25 年度)から 10.6%、5年前(平成 30 年度)から 7.5%、前年度から 4.1% 減少しています。焼却量の減少の主な原因は、排出量自体の減少による影響が大きいと考えられます。

全国平均は令和5年度 661 g/人・日で、10 年前から 11.9%、5年前から 5.9%、前年度から 2.7% 減少しています。本県は期間を通じて全国平均を下回っており、令和5年度は全国第7位で、全国平均より 47 g(約 7.1%) 低水準でした。両者の差はおおむね 24~63 g 程度の範囲で推移しており、近年はこの差がやや拡大傾向となっています。

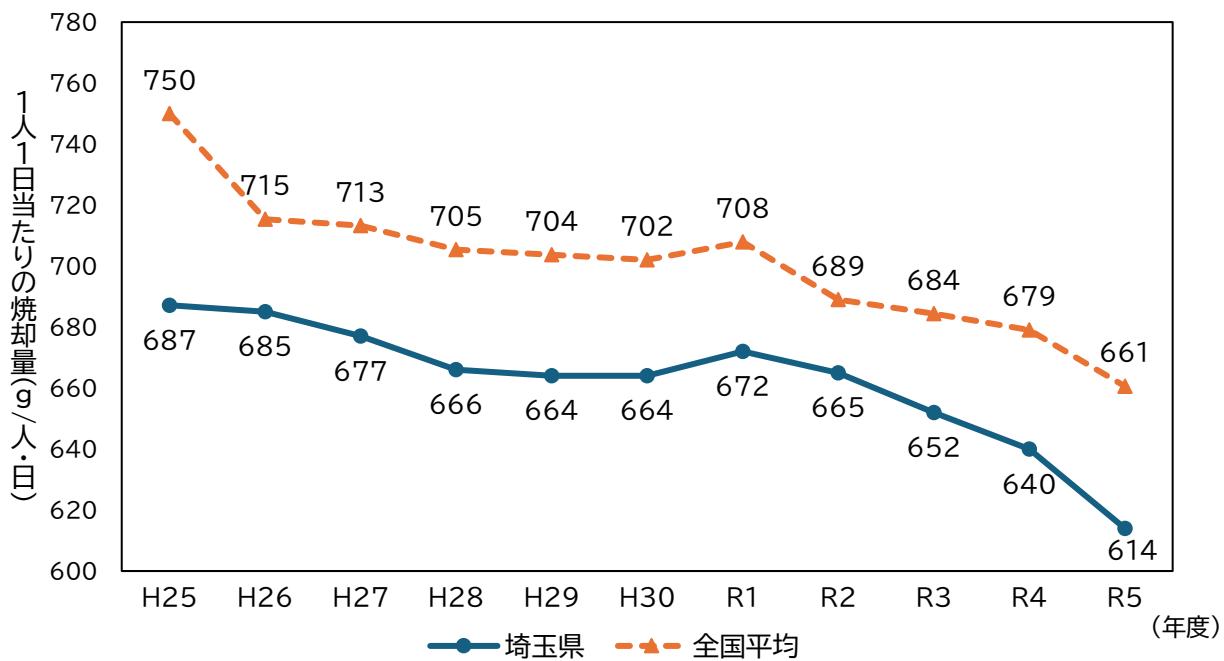


図 1人1日当たりの焼却量の推移(全国との比較)

#### ④ 最終処分状況

令和5年度の最終処分量は82千tで、10年前(平成25年度)から37.8%、5年前(平成30年度)から10.5%、前年度から3.0%減少しています。内訳を見ると、直接埋立は1~2千t程度で推移しており、最終処分量の大半は焼却灰等の処理残さです。

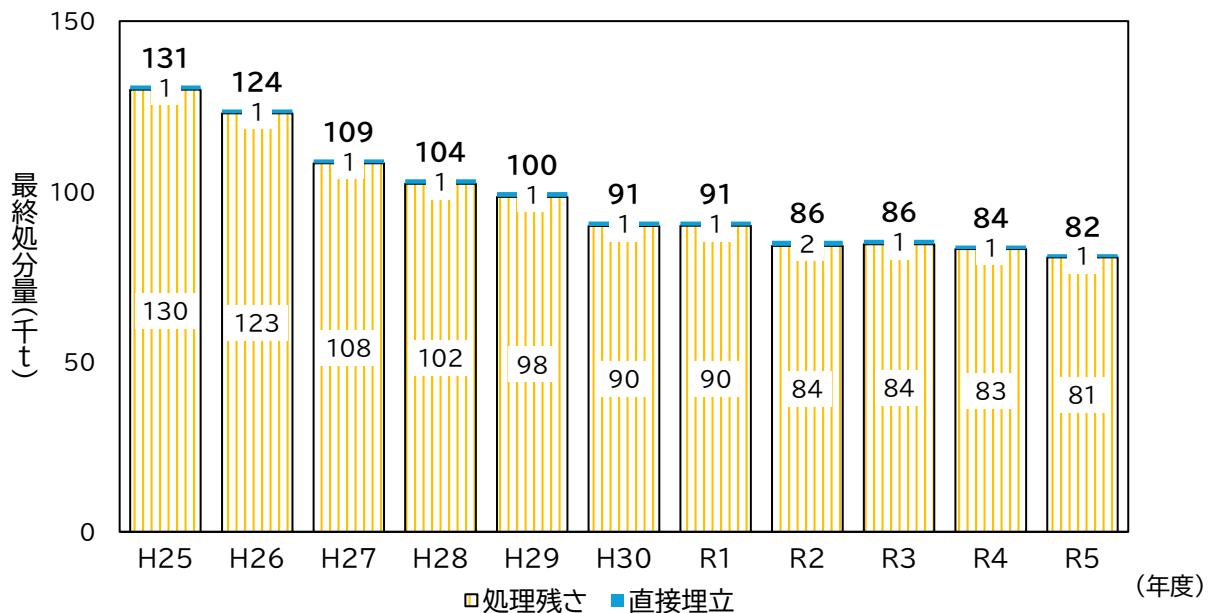


図 1人1日当たりの最終処分量の推移

また、1人1日当たりの最終処分量は、平成25年度49g/人・日から令和5年度30g/人・日へ38.4%減少しています。全国平均は69g/人・日となっており、10年前から28.9%、5年前から16.9%、前年度から6.8%減少しています。本県は期間を通じて全国平均を下回っており、令和5年度は全国第2位で、全国平均より39g(約56.2%)低水準でした。両者の差はおおむね39~49g程度の範囲で推移しています。

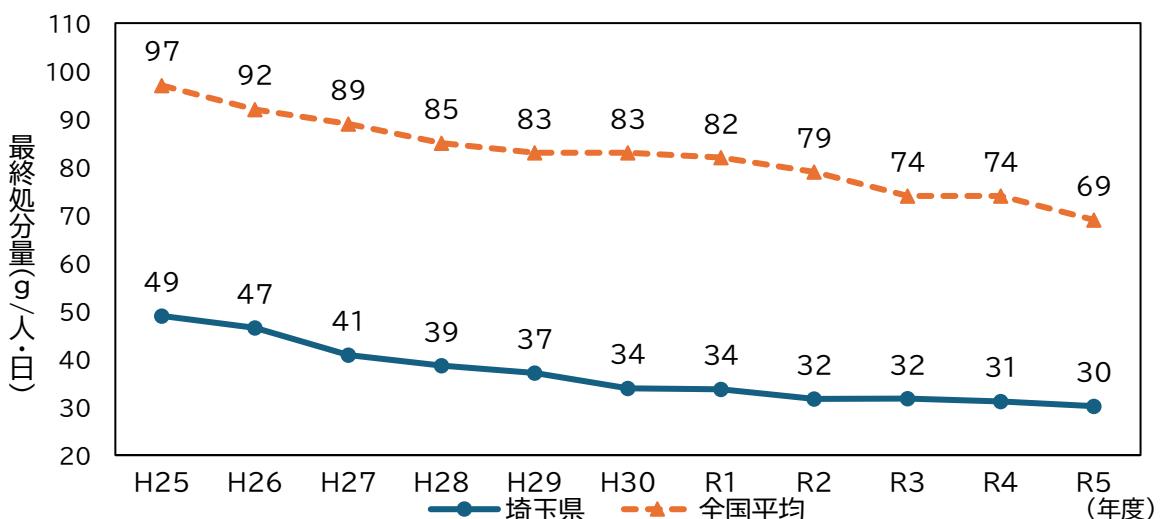


図 1人1日当たりの最終処分量の推移(全国との比較)

本県の最終処分量は全国第 12 位であり、ごみの総発生量が全国第5位である一方、発生抑制・資源化の進展等により最終処分量は相対的に抑制されているといえます。

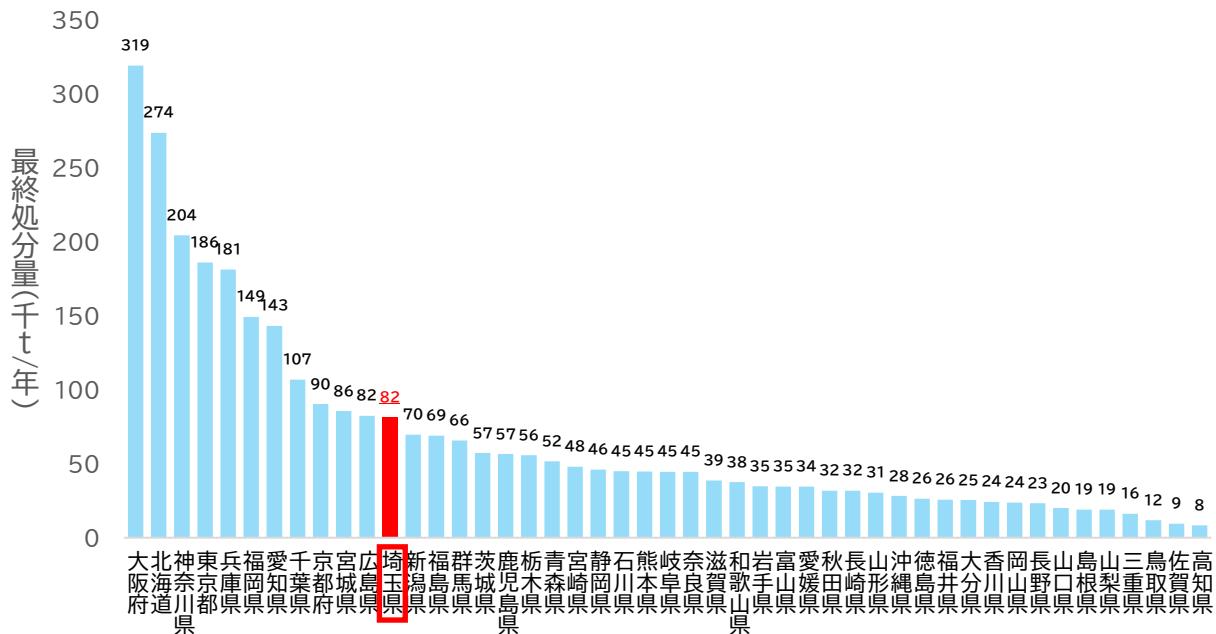


図 都道府県別の最終処分量(令和5年度)

一方、1人1日当たりの最終処分場の残余容量は約 0.6 m<sup>3</sup>/人・日で、全国でも下位に位置しており、最終処分量そのものは抑えられているものの、長期的には埋立余裕度の確保と最終処分量の一層の削減を進める必要があります。

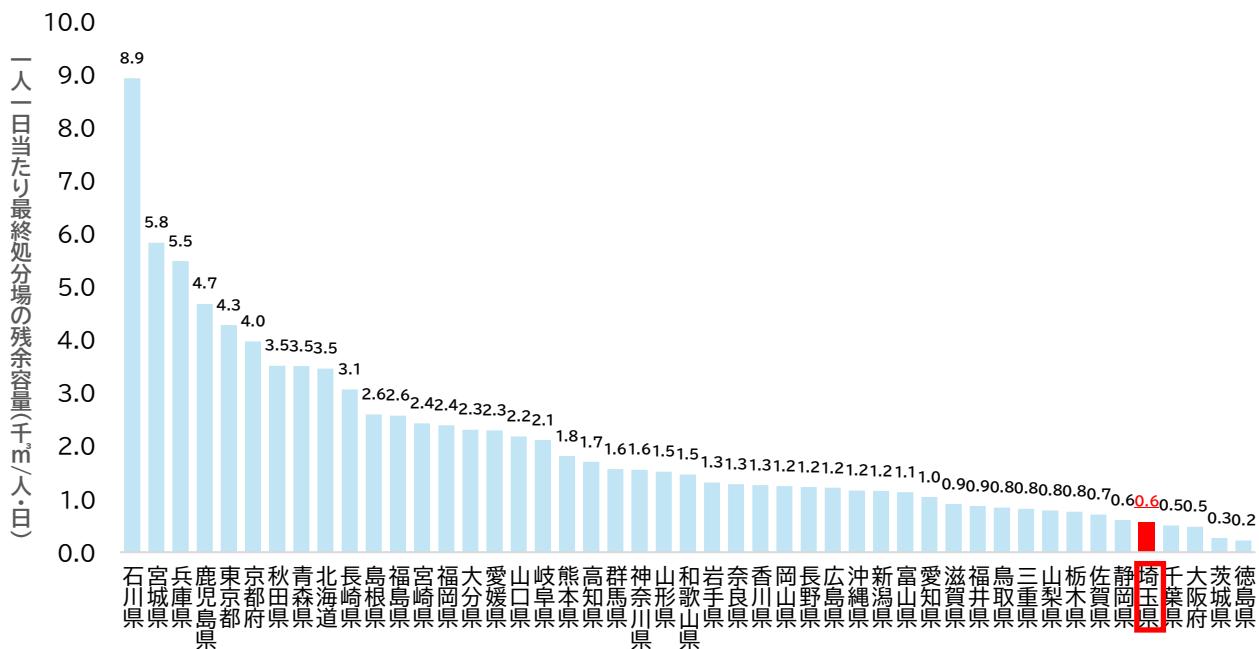


図 都道府県別の1人1日当たり最終処分場の残余容量(令和5年度)

## (2) 産業廃棄物

### ① 排出状況

令和5年度の総排出量は10,512千tで、10年前(平成25年度)から4.5%、5年前(平成30年度)から1.7%、前年度から2.5%減少しました。なお、全国の総排出量は、10年前から3.9%、5年前から3.7%、前年度から2.4%減少しています。

全国の総排出量は増減を伴いながらも長期的には減少傾向にあります。本県も変動幅は全国より小さいものの、同様に緩やかな減少基調で推移しています。

#### ア 業種別排出状況

令和5年度の業種別では、上下水道・電気・ガス業が最も多く、次いで建設業、製造業、農林業の順となっています。

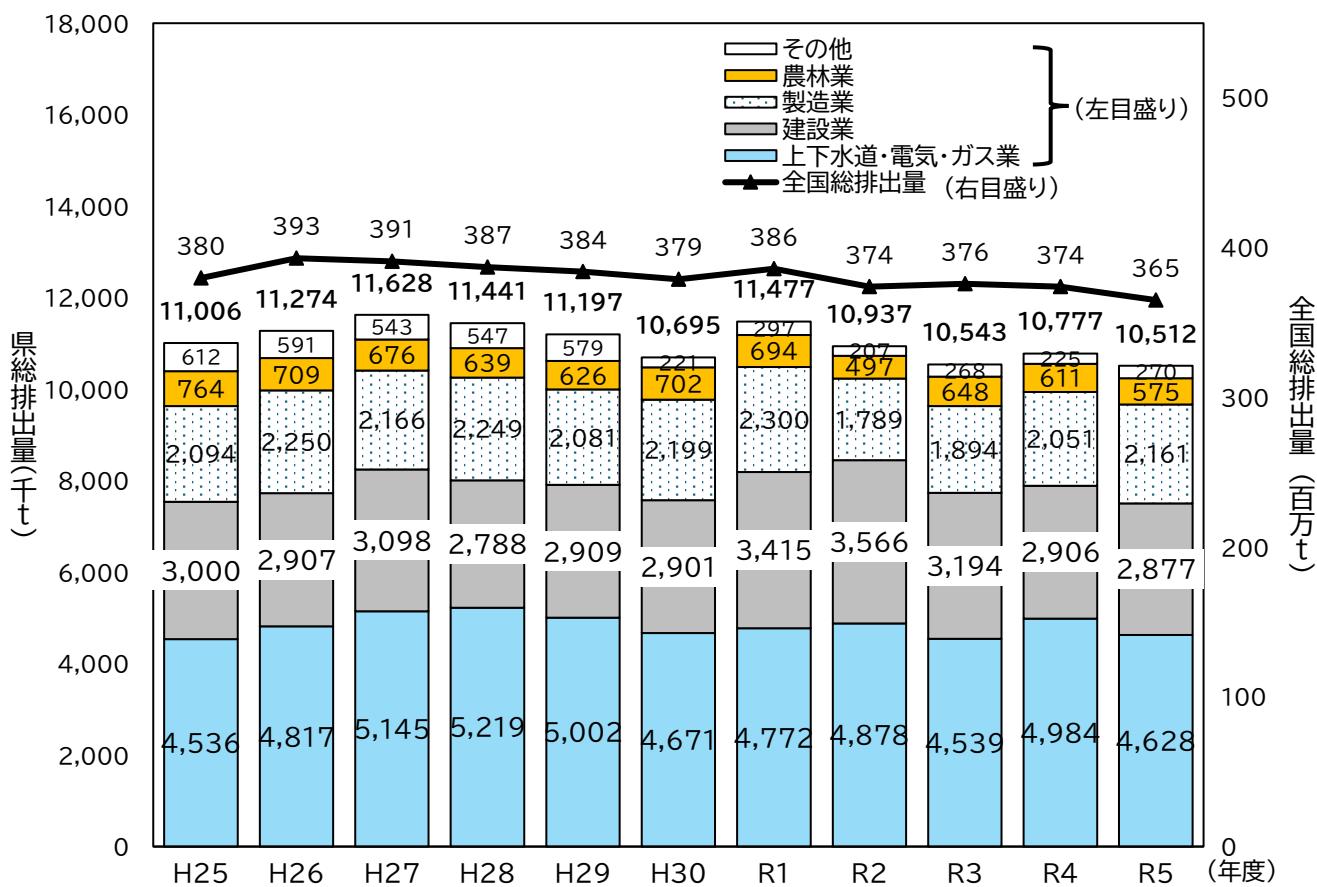


図 業種別排出量の推移

## イ 種類別排出状況

令和5年度の種類別では、汚泥が最も多く、次いでがれき類、動物のふん尿、廃プラスチック類の順です。

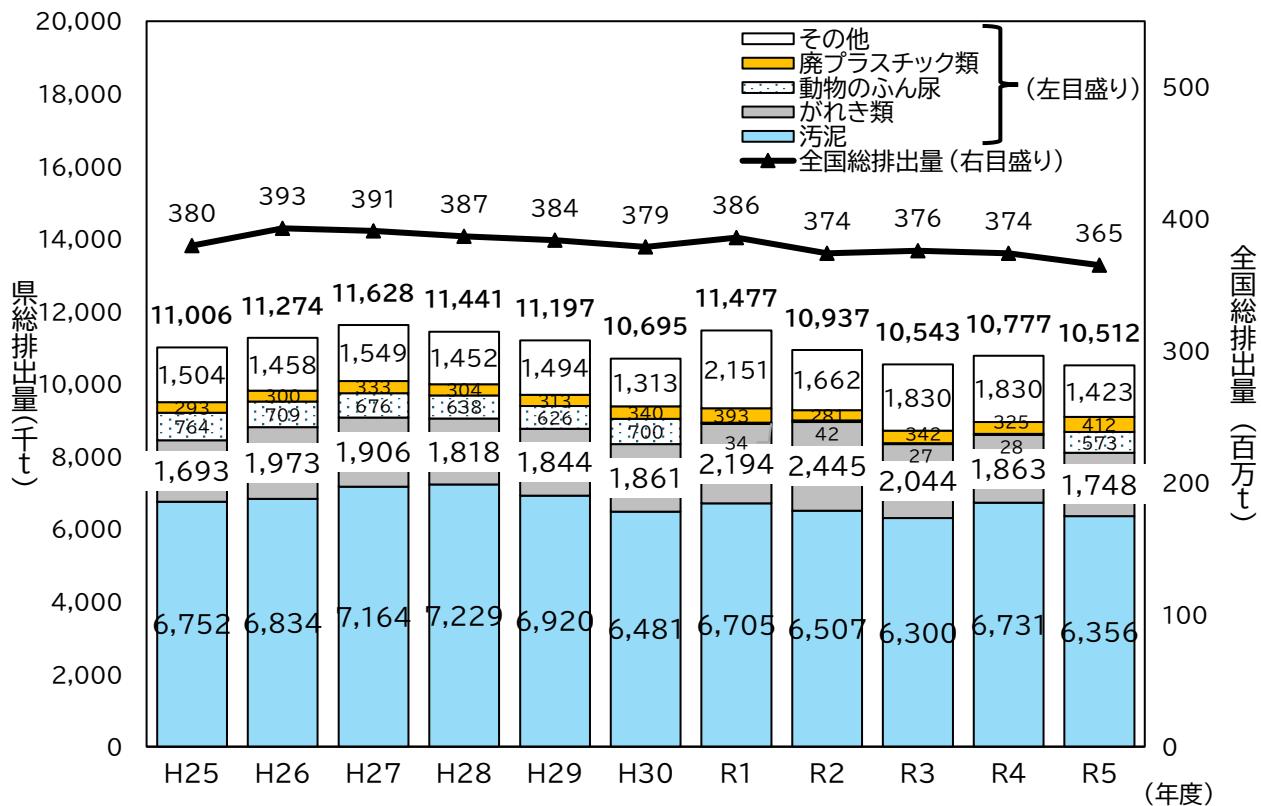


図 種類別排出量の推移

## ② 処理・処分状況

### ア 循環活用量

令和5年度の循環活用量(総発生量 - 最終処分量)は 10,804 千tで、10 年前(平成 25 年度)から 5.6%、5 年前(平成 30 年度)から 3.2%、前年度から 4.2% 減少しています。年度によって増減はみられるものの、中長期的には減少傾向となっています。

汚泥が 6,354 千t(58.8%)で最も多く、次いでがれき類 1,725 千t(16.0%)、動物のふん尿 573 千t(5.3%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 459 千t(4.2%)、廃プラスチック類 416 千t(3.9%)の順となっています。

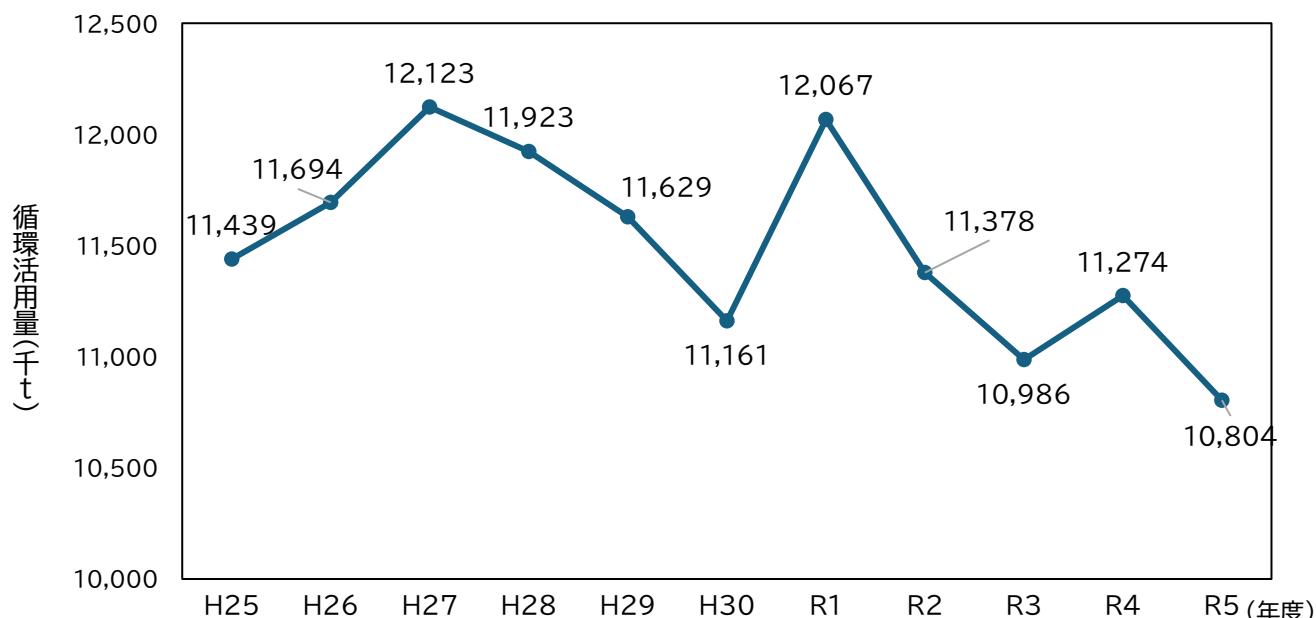


図 循環活用量の推移

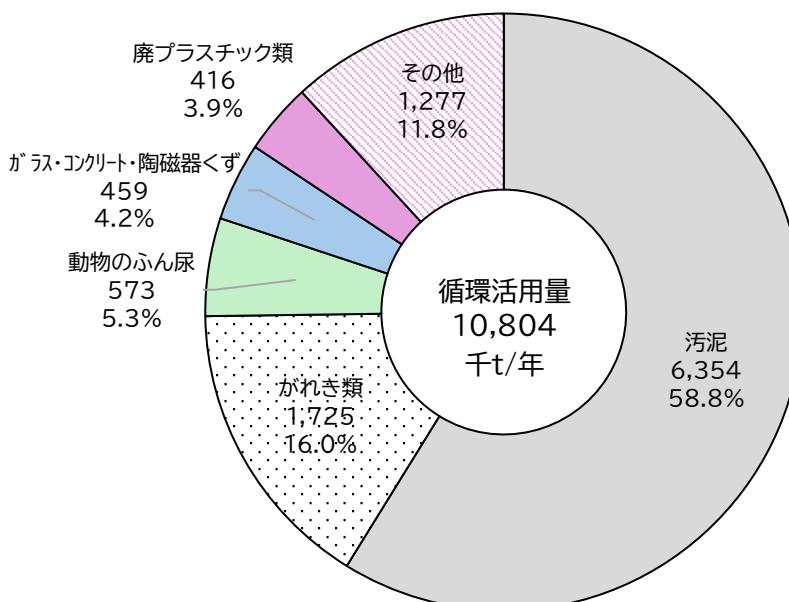


図 種類別の循環活用量及び割合(令和5年度)

#### イ 最終処分量

令和5年度の最終処分量は155千tで、10年前(平成25年度)から19.7%、5年前(平成30年度)から2.2%減少しています。前年度からは3.3%増加しています。

種類別ではがれき類35千t(22.3%)が最も多く、次いで廃プラスチック類28千t(18.2%)、汚泥23千t(14.6%)、混合廃棄物等21千t(13.2%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず13千t(8.3%)の順となっています。

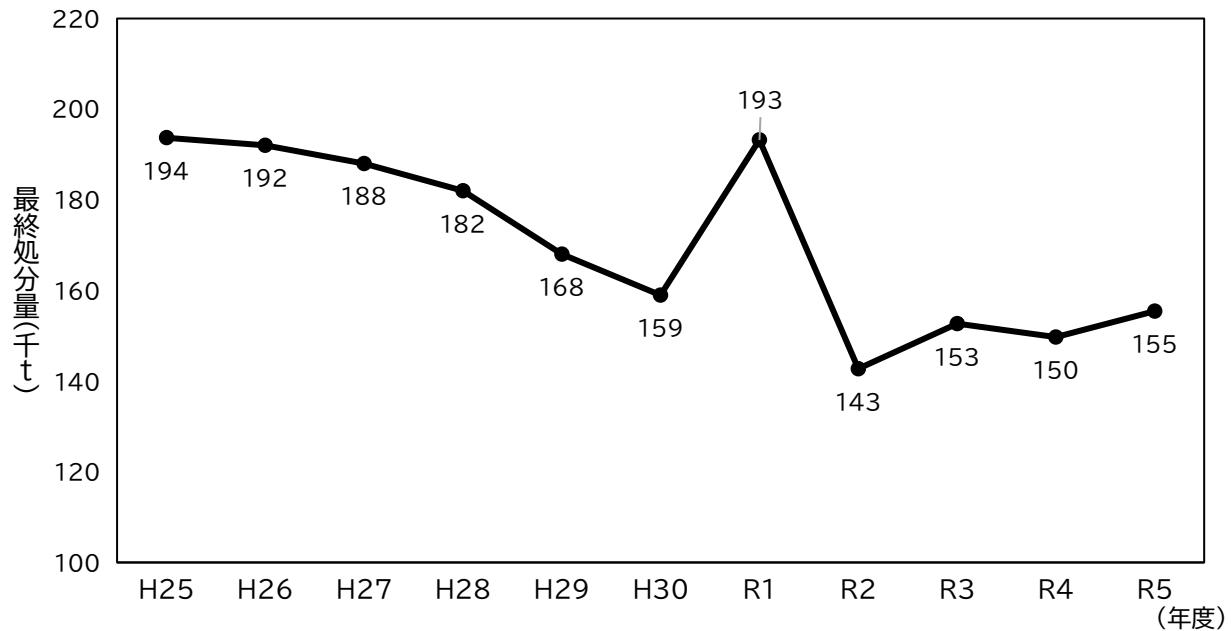


図 最終処分量の推移

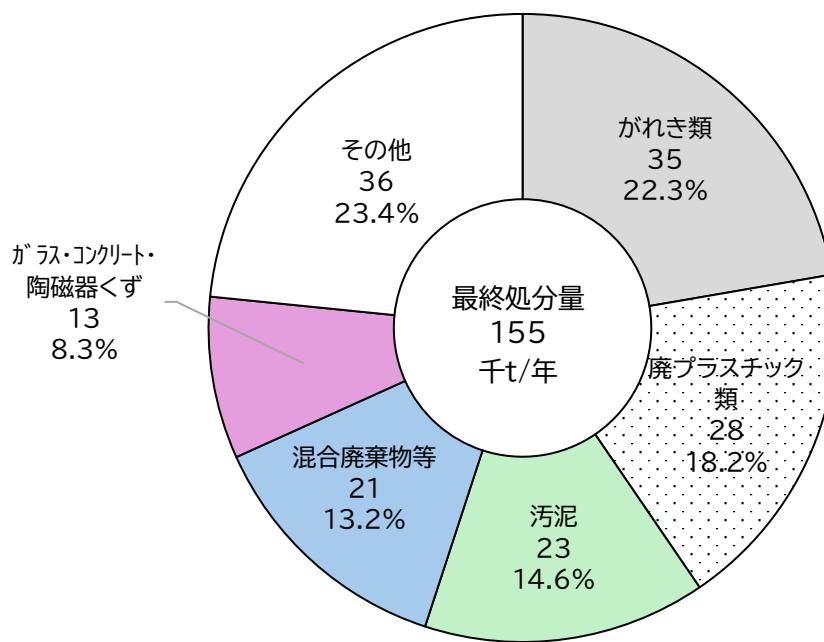


図 種類別の最終処分量及び割合(令和5年度)

## ウ 不法投棄の状況

不法投棄については、毎年数件の不法投棄が新たに確認されている状況です。また、令和5年度末の残存量は約 94 万tとなっており、平成 25 年度から横ばいで推移しています。

表 不法投棄等残存量の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
残存件数(件)	96	95	96	95	95	102	103	108	107	106	113
残存量(t)	927,792	925,539	923,559	917,058	917,058	932,374	943,177	944,756	938,973	933,185	941,265

### (3) 食品ロス

令和5年度の食品ロス量は177千tで、平成12年度から56.3%、10年前(平成25年度)から35.2%、5年前(平成30年度)から33.5%、前年度から1.7%減少しました。なお、全国の食品ロス量は、平成12年度から52.7%、10年前から26.6%、5年前から22.7%、前年度から1.7%減少しています。

本県の事業系の食品ロス量は92千tであり、10年前から29.8%、5年前から29.8%減少、前年度からは横ばいで推移しています。家庭系の食品ロス量は85千tであり、10年前から40.1%、5年前から37.0%、前年度から3.4%減少しています。

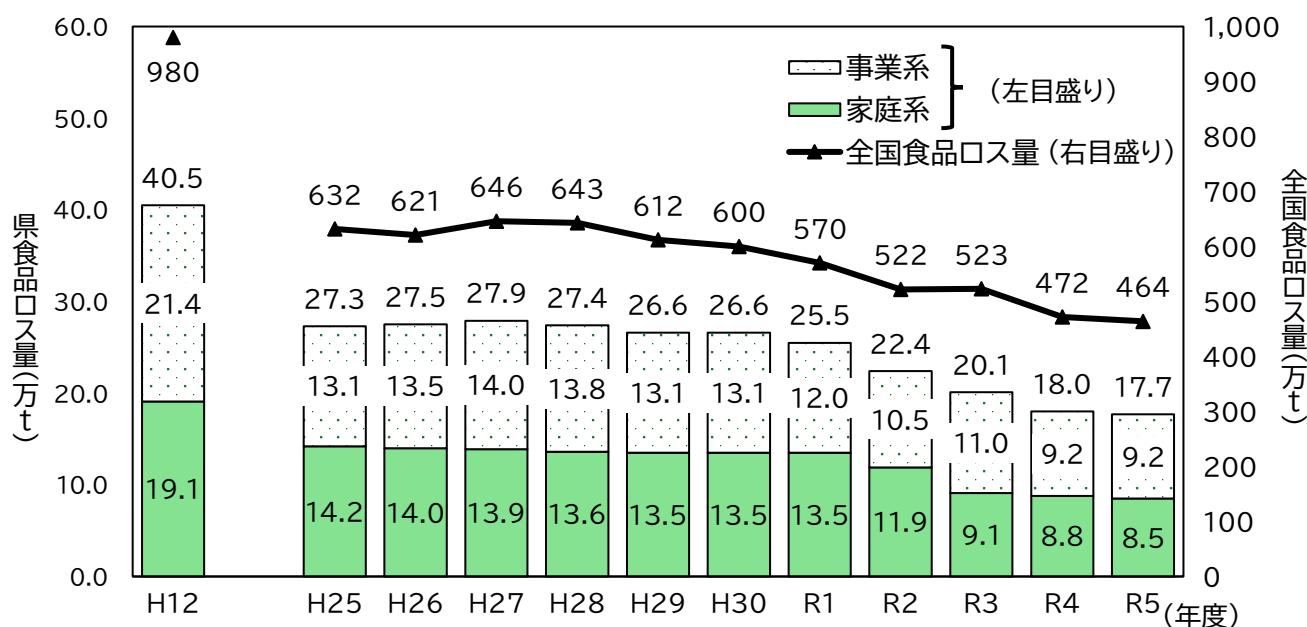


図 食品ロス量の推移

#### (4) 第9次計画の状況

現行計画の第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までです。

ここでは現行計画策定時の最新値(平成30年度)から現在の最新値(令和5年度)までの推移を基に、現行計画で設定した令和7年度の目標値の達成に向けた進捗と達成の見通しについて整理しました。

表 第9次計画の目標値と進捗状況

(一般廃棄物)

区分	H30	R5	R7	目標達成見込
	基準年度	実績値	目標年度	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	524 g	490 g	440g	×
事業系ごみ排出量	535 千t	485 千t	451 千t	×
1人1日当たりの最終処分量	34 g	30 g	28 g	○
再生利用率	23.9%	24.3%	33.6%	×

(産業廃棄物)

区分	H30	R5	R7	目標達成見込
	基準年度	実績値	目標年度	
最終処分量	159 千t	155 千t	150 千t	×

(食品ロス量)

区分	H30	R5	R7	目標達成見込
	基準年度	実績値	目標年度	
食品ロス量	266 千t	177 千t	240 千t	○

## ① 一般廃棄物

### ア 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成 30 年度 524g/人・日から令和2年度に 544g/人・日まで増加、その後は令和5年度に 490g/人・日まで減少しています。目標年度(令和7年度)の 440g/人・日に向け、あと約 50g(約 10%)の削減が必要となっています。

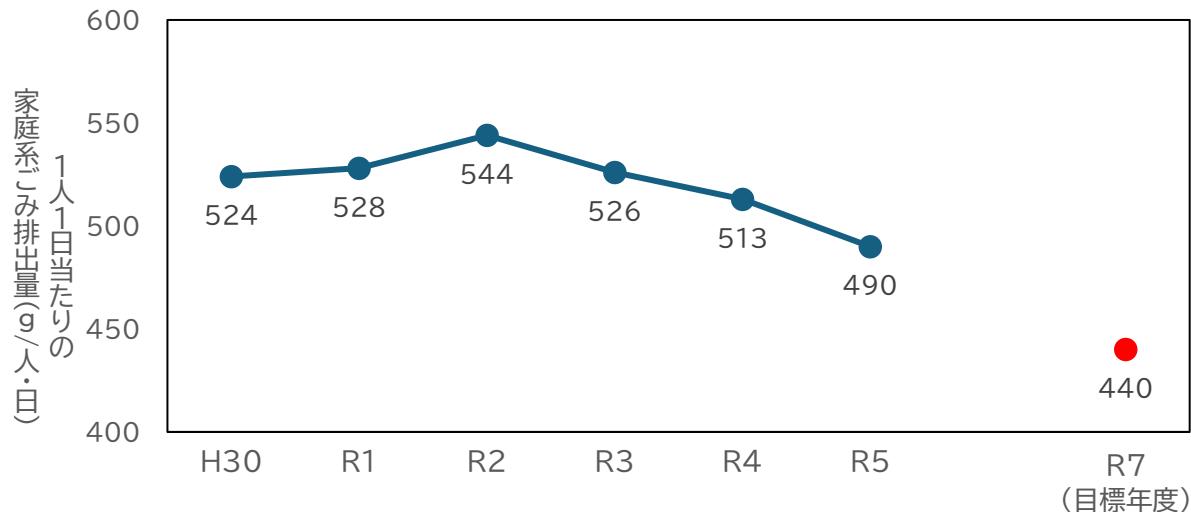


図 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況

### イ 事業系ごみ排出量

平成 30 年度 535 千tから令和2年度に 491 千tまで減少、その後はおおむね横ばいで令和5年度は 485 千tとなっています。目標年度(令和7年度)の 451 千tまで残り 34 千t(約 7%)の削減が必要となっています。

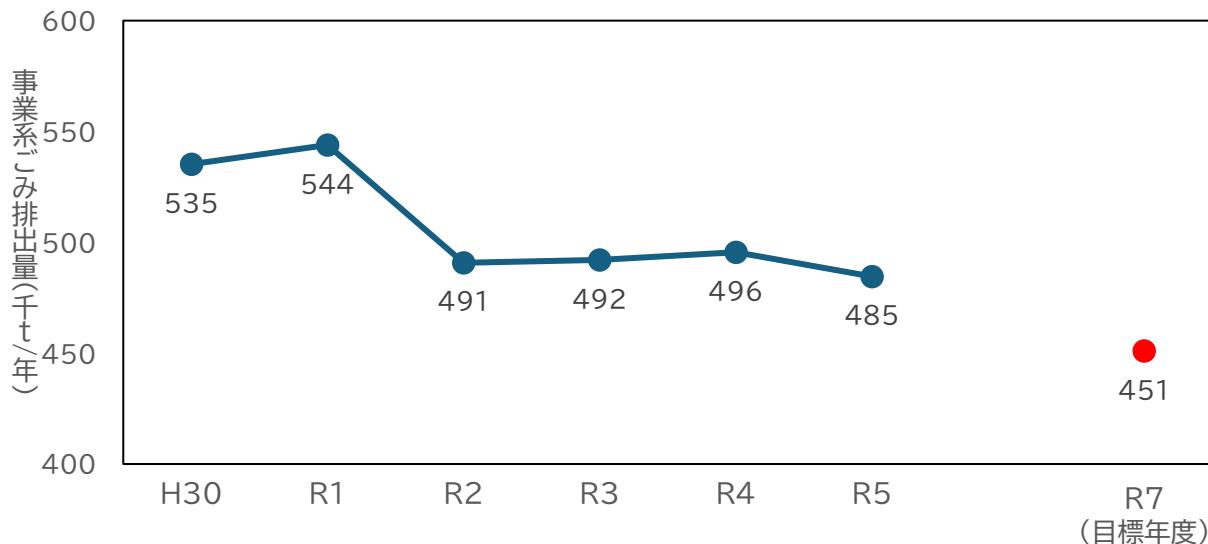


図 事業系ごみ排出量の目標達成状況

#### ウ 1人1日当たりの最終処分量

平成30年度34g/人・日から着実に低下し、令和5年度は30g/人・日となっています。目標年度(令和7年度)の28g/人・日に対して残り2gまで近づいている状況となっています。

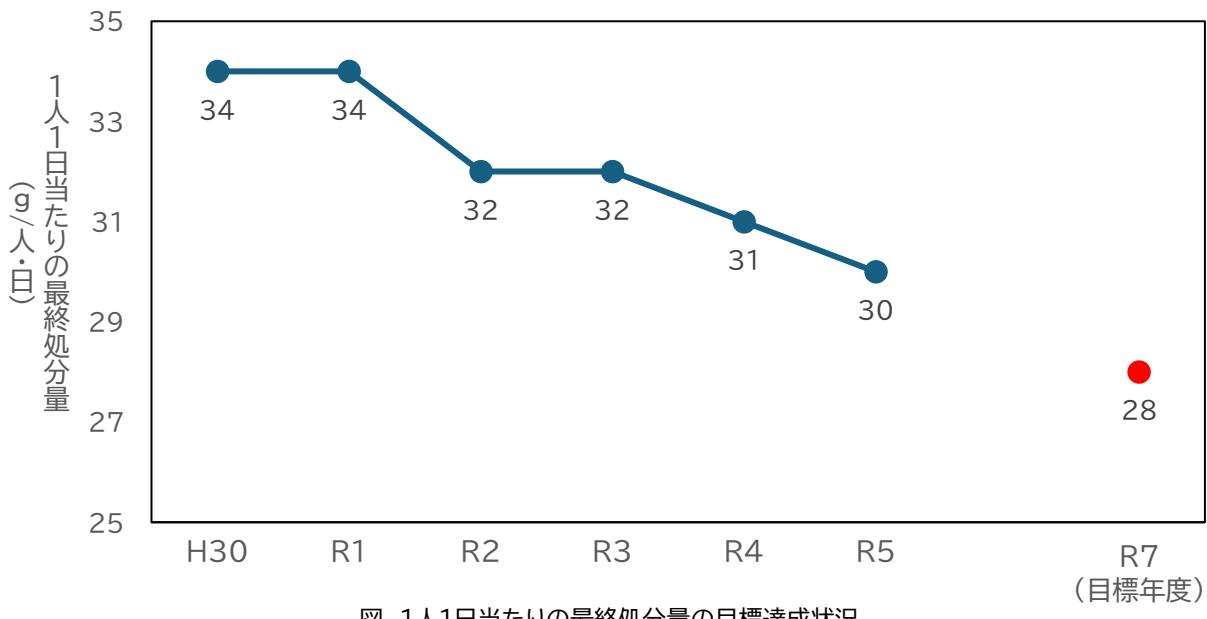


図 1人1日当たりの最終処分量の目標達成状況

#### エ 再生利用率

平成30年度23.9%から横ばいが続き、令和5年度は24.3%となっています。目標年度(令和7年度)の33.6%まで約9.3ポイントの開きを解消する必要がある状況となっています。

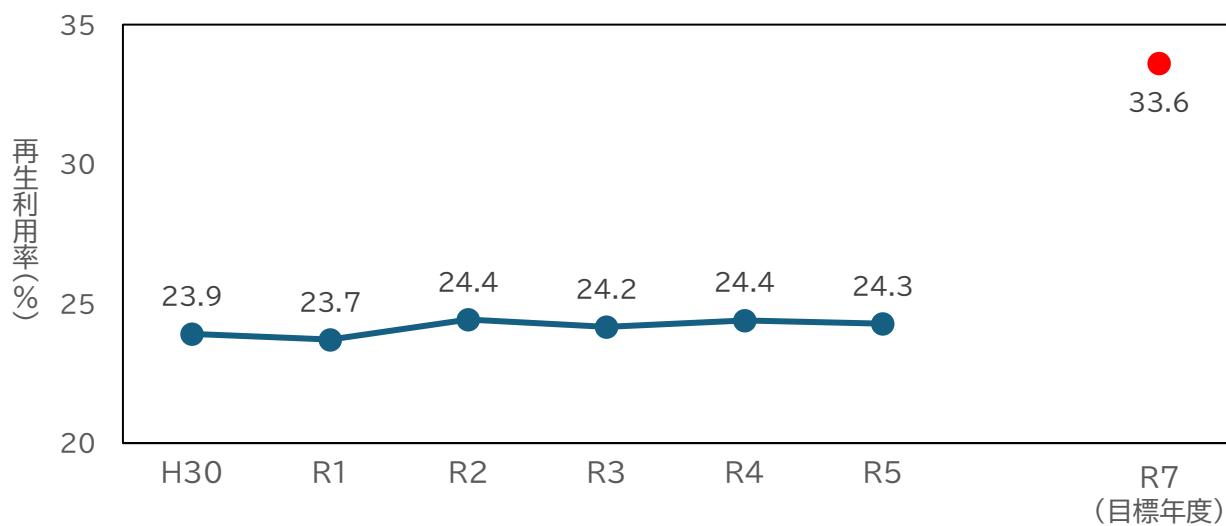


図 再生利用率の目標達成状況

## ② 産業廃棄物

### ア 最終処分量

平成 30 年度 159 千tから令和元年度に 193 千tに増加、令和2年度に 143 千tまで減少、その後は 150 千t前後で横ばいで令和 5 年度は 155 千tとなっています。目標年度(令和7年度)の 150 千tまで残り 5 千t(約 3%)の削減が必要となっています。

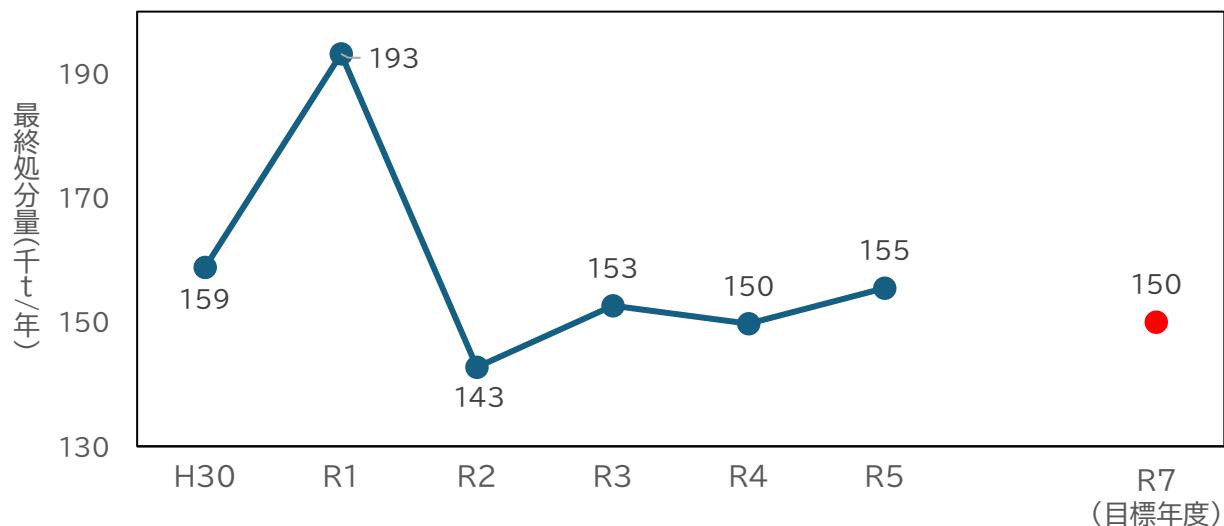


図 最終処分量の目標達成状況

## ③ 食品ロス量

平成 30 年度 266 千tから令和 5 年度に 177 千tまで減少、目標年度(令和 7 年度)の 240 千tを達成しています。

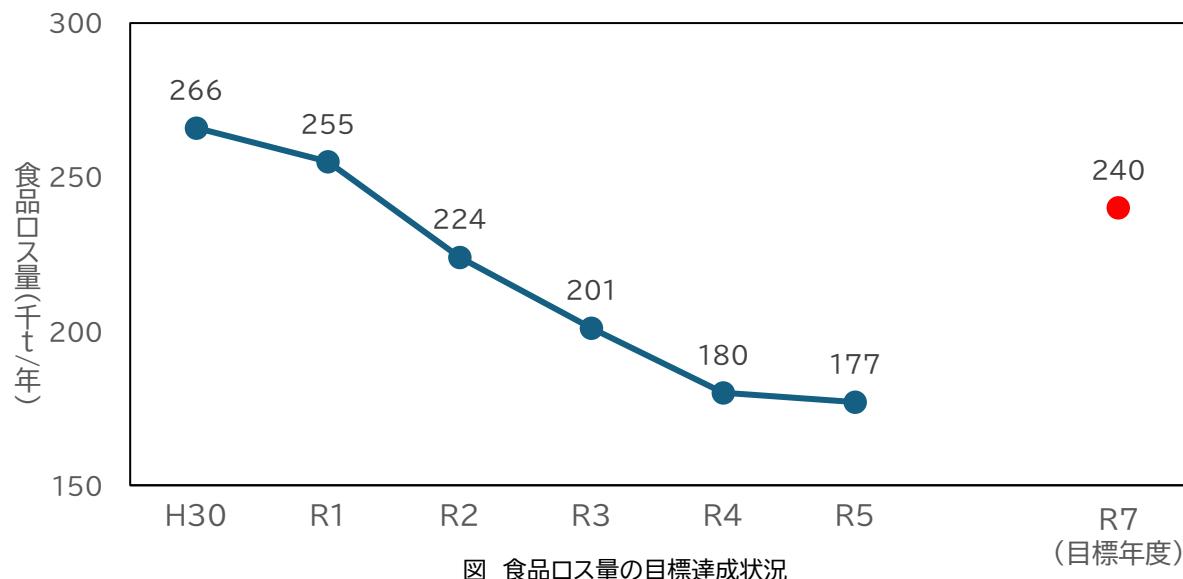


図 食品ロス量の目標達成状況

## ■本計画に影響を与える主な要素

### (1)循環経済への移行

世界各国で大量生産・大量廃棄からの転換が進み、EU 等で循環設計や再資源化が拡大している潮流を踏まえ、わが国も、第5次循環型形成推進計画や基本方針などにおいて、循環経済への移行を、気候変動・生物多様性・汚染防止との同時解決すべき課題とし、地方創生や暮らしの質向上、産業競争力・経済安全保障にも資する国家戦略として位置付けています。

### (2)人口減少・高齢化と地域社会の変容

人口減少・少子高齢化、労働力不足の進行は、収集運搬・選別・処理の担い手確保や施設運営の持続性に影響を与えています。国は 2050 年頃までを見据えたごみ処理の「広域化・集約化」を掲げ、ブロック区割りの再検討や都道府県境を越えた広域化も含めた中長期計画の策定・推進を要請しています(令和 6 年 3 月 29 日通知)。

### (3)食品ロスの削減

食品ロス削減推進法に基づく「基本的な方針」が令和 7 年 3 月に改定され、令和 12 年度までに家庭系を平成 12 年度比 50% 減、事業系を 60% 減とする目標が示されました。事業系については、令和 4 年度推計で半減目標を 8 年前倒しで達成していることから、より高い削減水準へ見直されています。自治体には、普及啓発・フードバンク支援・商慣行の見直し等を地域特性に応じて展開することが求められます。

### (4)安定的・効率的な施設整備及び運営

ダイオキシン対策を背景とした施設の集約化から約 30 年を経て、現在は人口減少やごみ量の減少、施設老朽化・維持費増などの新たな課題が顕在化しています。国は令和 6 年 3 月の通知で、2050 年の人口・排出量を踏まえたブロック単位の施設配置、広域化・集約化協議会の設置、再編の進捗管理等を具体化し、必要に応じて都道府県境を越える連携を検討することを要請しており、エネルギー回収・再エネ活用等、脱炭素と一体の施設整備も求められます。

### (5)災害廃棄物処理システムの強靭化

国は災害廃棄物対策指針において、平時の計画策定、人材確保、協定締結、仮置場の確保とともに、発災後の適正な処理の確保と円滑かつ迅速な処理を求めています。令和 6 年の能登半島地震では、膨大な災害廃棄物の処理や仮置場の確保、公費による解体、広域搬送への対応が課題となり、広域連携や民間施設の活用などの重要性が再認識されました。本県においても、仮置場候補地の層厚化や都県境を越えた協定の強化、民間処理施設の活用、人材確保や標準化による即応体制の整備など、初動から処理完了まで切れ目なく進める仕組みの構築が求められます。

## (6)廃棄物・資源循環に関する法制度の改正・新制度の動向

海洋プラスチックごみ問題や資源制約への対応が国際的に求められる中、日本でも循環型社会への転換が加速しています。令和4年には製品設計から回収・リサイクルまでを包括する「プラスチック資源循環促進法」が施行され、令和7年には処分業者の再資源化の底上げを図る「再資源化事業等高度化法」が施行されました。太陽光パネルのリサイクル制度化も引き続き検討されており、自治体はこれらの制度動向を注視しながら、地域の実情に即した対応が求められています。

## ■課題

### (1)資源循環の拡大

本県は焼却依存が高く、令和5年度の一般廃棄物 2,133 千tのうち約 71.7%が焼却・中間処理で減量化されており、産業廃棄物は約 1,100 万tで、再資源化は 4,811 千t(44%)となっています。また、最終処分場の残余容量は全国最低水準であり、新規確保も困難な状況にあります。

国は循環経済への移行を進めており、本県においても焼却偏重から脱却し、発生抑制・再使用を最優先に、設計・製造段階からマテリアルリサイクルを主軸とする循環へ転換することが必要です。

特に、リチウムイオン電池や太陽光パネルなど、今後発生量の増加が見込まれる使用済製品の循環的利用を進めることが重要となります。

### (2)廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不法投棄については、毎年数件の小規模な不法投棄が新たに確認されている状況です。また、不法投棄の残存量も平成 26 年度から横ばいで推移しており、監視指導を徹底することが必要です。

また、今後発生量の増加が見込まれる太陽光パネルやリチウムイオン電池等について、適正に処理がされるよう、処理体制の整備を進める必要があります。

特に、リチウムイオン電池は廃棄物処理施設での火災事故の主な要因となっており、住民や排出事業者による事前の分別排出を含めた火災事故防止対策も進める必要があります。

### (3)災害廃棄物対応の強靭化

頻発・激甚化する災害に備え、実効性ある処理体制の構築が急務となっています。県内全市町村は災害廃棄物処理計画を策定済みですが、定期的見直しや訓練が十分でない自治体もあり、初動・調整の遅れが懸念されます。令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震では広域処理、情報共有などが課題となりました。平時からの相互支援協定や都県境を越えた広域連携、民間の産業廃棄物施設・人材の活用、手順の標準化と支援員の即応体制を整備することが必要です。

### (4)人口減少・少子高齢化に対応する持続可能なごみ処理体制

令和 5 年度の年間1人当たりのごみ処理事業経費は 10 年前から 13.8% 増加しています。将来の人口減少・超高齢化による収税の減少に備え、持続可能な一般廃棄物処理事業の確立に向けた取組が必要です。

さらに、担い手が減少する中でも、安定したごみ処理サービスを維持するため、人材の確保とともに業務効率化が不可欠です。

また、本県は急激に後期高齢者人口が全国一のスピードで加速しており、市町村は高齢者が利用しやすいごみ収集システムの導入も必要となります。

## 2 計画の基本的な方針【骨子】

### (1) 目指す方向性

限りある資源を有効活用・循環させつつ、

新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー(循環経済)システムを確立する

### (2) 基本方針

- ① 資源循環を徹底し、新たな価値を生む
- ② 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する
- ③ 災害廃棄物への備えと対応力を強化し、レジリエンスを高める
- ④ 人口減少・少子高齢化に適応した、持続可能な体制を確保する

### (3) 計画目標【案】

#### ■一般廃棄物

- ・**排出量** 令和12年度のごみ排出量を2,056千tに削減(令和5年度実績2,133千tから3.6%削減)
  - ・**1人1日あたりの焼却量** 令和12年度の1人1日当たりの焼却量を565g/人・日に削減(令和5年度実績614g/人・日から8.0%削減)
  - ・**最終処分量** 令和12年度の最終処分量を79千tに削減(令和5年度実績82千tから3.5%削減)

#### ■産業廃棄物

- ・**最終処分量** 令和12年度の最終処分量を143千tに削減(令和5年度実績155千tから8.2%削減)
- ・**循環活用量** 令和12年度の循環活用量を10,928千tに拡大(令和5年度実績10,804千tに対して1.2%増加)

#### ■食品ロス 令和12年度の食品ロスの量を162千tに削減(令和5年度実績177千tから8.5%削減)

## (4) 施策体系【骨子】

### I サーキュラーエコノミー(循環経済)の推進

#### 1 事業者や市町村と連携した資源循環の推進

##### (1)廃棄物の循環利用の推進

- ・廃棄物の再資源化の高度化
- ・リチウムイオン電池や太陽光パネル等の再資源化の推進
- ・建設廃棄物等の再資源化の推進
- ・市町村による循環利用の促進
- ・セメント原料化等による再資源化の推進

##### (2)県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換の推進

##### (3)彩の国資源循環工場を拠点とした資源循環の推進

##### (4)サーキュラーエコノミー型製品等の利用促進

- ・リサイクル製品の認定
- ・サーキュラーエコノミー型製品等の環境価値に係る情報発信

#### 2 県民の行動変容の促進

##### (1)サーキュラーエコノミー型製品等に対する県民の理解促進

##### (2)ごみを減らすライフスタイルへの転換促進

##### (3)食品ロス対策の推進

##### (4)環境教育等を通じた3R+Renewable 行動の推進

#### 3 バイオマス資源の有効活用の推進

##### (1)農山村バイオマスの利活用

##### (2)下水汚泥の有効活用の推進

##### (3)廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の促進

#### **4 県による率先行動の推進**

(1)グリーン購入の推進

(2)エコオフィス化の推進

(3)環境に配慮した公共事業の推進

### **II 廃棄物の適正処理の推進**

#### **1 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導**

(1)排出事業者への指導強化

- ・事業系一般廃棄物の排出事業者への立入指導等
- ・産業廃棄物の排出事業者への立入指導等

(2)廃棄物処理業者等への適正処理の徹底

(3)廃棄物処理施設への立入指導等

(4)し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等

(5)廃棄物に関する審査の適正な審査

(6)廃棄物処理施設の適正な施設整備の推進

#### **2 不法投棄防止対策等の徹底**

(1)不法投棄防止の未然防止、早期発見、早期対応

(2)廃棄物対策における広域連携

#### **3 有害廃棄物等の適正処理の徹底**

(1)ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の徹底

(2)アスベスト廃棄物の適正処理の徹底

(3)家庭から排出されるリチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進

## **4 安全・安心な最終処分場の運営・研究**

(1)安全・安心な県営最終処分場の運営

(2)安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究

## **5 3R+Renewable の推進**

(1)ごみを減らすライフスタイルへの転換促進(再掲)

(2)食品ロス対策の推進(再掲)

(3)環境教育等を通じた3R+Renewable 行動の推進(再掲)

(4)エコオフィス化の推進(再掲)

(5)建設廃棄物等の再資源化の推進(再掲)

## **III 災害廃棄物への対応力強化**

### **1 災害廃棄物処理の体制強化**

(1)災害廃棄物処理計画の実効性の確保

(2)関係団体・事業者との連携強化

### **2 施設の活用と処理能力の確保**

(1)産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の円滑な処理

(2)廃棄物処理施設の強靭化

## **IV 持続可能なごみ処理体制の整備**

### **1 持続可能なごみ処理体制の整備**

(1)ごみ廃棄物処理施設の広域化・集約化の推進

(2)ごみ処理会計制度の導入、ごみ処理の有料化の促進

(3)ごみのふれあい収集、戸別収集、集団回収の促進

(4)ごみ処理における人材不足の解消